

Title	支那今日の法制
Sub Title	支那今日の法制 (三)
Author	及川, 恒忠(Oikawa, Tsunetada)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1925
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.4, No.1 (1925. 3) ,p.142- 162
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19250318-0142">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19250318-0142</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 支那今日の法制

及川 恒忠

乙、民國司法機關の適用する法律命令

### (一) 民商法

支那の舊法律中、民商法規は立繼、婚姻を以て稍々詳とし、餘は錢債(債權債務)市塵(商取引)に干するものの如く寥寥として數條に過ぎず。光緒宣統以來今日に至るまで中央地方の行政官は常に時宜に隨ひて特別條例を制訂したるなり。或は朝廷の准許を經、或は中央行政部を逕由して省自ら頒布せるもの、例へば『商人通例』『公司條例』、不動産のの清理に關する辦法、典當(不動産質及動産質)の辦法及各省の放荒章程等比々として皆是なり。其形式を言はゞ、行政命令に屬すと雖も而も内容の關する所、多くは私人の權利義務に涉るものにして、司法官憲亦正式法典の循る可きもの無きを以て相卒ひて之を援用したり。

私法の革新事業は、前清光緒二十八年に始まる。是年「修訂法律館」を設けてより、先後して訂せる所に民律草案、公司法草案、商律草案、票據法(手形法)草案、海船法草案、破産法草案等あり。其の規定中、理論に適合し國情に背せざるものは、今日の法院、大抵之を採つて條理と爲す。

前清法律館の修訂せる民商法草案は、現に正に法律館に於て修正中なり。昨今、民刑訴訟條例の往事に照らして、先づ之を頒行し以て試験に資す可し、と主張する者あれども、然かも(一)前案は獨逸日本に仿へるものにして個人の利益に偏重し、社會の情狀變遷したる今日に於ては、更新一步、社會を以て本位と爲すに非れば、以て時勢の需求に應ずるに足らず。(二)前案は多く外國法を繼受し、本國固有の法源に於て未だ甚だ意を措かず、民法の債權編は社會一般に行はるゝ「會」(?)に關し、物權編は「老佃」「永小作權」の如きもの、「典」「質權」の如きもの、「先買」(?)等に關し、商法は「舖底」のれん代の如きもの(?)等に關し孰れも全く規定無し。而して是等法典の得失は社會經濟の消長盈虛に影響すること極めて鉅にして、之を置いて顧みざるは不可なり。(三)舊律中の親屬繼承に干する規定は、社會の情形と懸隔する天壤にして、

適用極めて困難を感ず。法曹類むね之を言ふも舊制を存せんと欲して適を惡法となれるなり。改弦更張、又紛糾を滋くす可しと雖も、何を去り何に従ふかは、斟酌して善を盡すに非れば遽に斷じ能はず。(四)新法を實施する以前に於て、應さに準備す可き事項は極めて多し。其著なるものを擧げんに、土地の登記にして行はれずんば、物權法の規定は直に虚設に同じく、戶籍の登記にして行はれずんば、行爲能力の有無は稽考す可き無く、法院遍く設けられずんば、禁治産を宣告する等の制度は亦具文と成るが如し。現在此等の準備、未だ緒に就かざれば、民商法典を先づ頒布するとも、法は自ら之を行ひ能はざるの嘆を免れざる可し。是を以て現在は斷然、法典全部を先頒するの議を排斥し、僅に民法中、世界共通性に富める債權法を取り、先づ修改を加へ、國會に提出して債權法を施行する便利の計を爲す可きなり。但し總則は同時に改修して提出す可し。

民法商法法典の合併は、晚近立法界の一新趨勢にして、是を支那の國情に徴するに、特に分離するの必要あるなし。修訂法律館は當初此等の二法を以て治して一鑑たらしめんと擬したれども、合併の業たるや繁にして擧げ難く、假すに歲月を以

てするに非れば克く成就せざるなり。而かも司法制度を改良し法權外國法權を回收するに力圖するの際に當つては、此等の民生に關係ある重要法典は又置いて緩圖と爲す可らず。故に先づ此等の二法に就き分別着手し、修訂完竣せば、國會に提交す可く、合併の擧は留めて後圖に待つ可きなり。

## (二) 刑法

支那近年に於ける法制の變遷最も多きものは厥れ惟だ刑法なり。試に其沿革を述べん。

### 一、大清律及大清現行刑律

前清光緒二十八年、沈家本、伍廷芳兩氏をして法律を修訂せしむるに至りたる時、伍氏は方さに米、日、秘等に公使として未だ回國せざりしかば、刑部は新律の容易に行ひ難きを恐れ、大清律例に先づ刪節を行ひ、以て過渡の需に備へんとし、前清の規定によれば律例を修訂するには本と一定の年限あり。五年にして小修十年にして大修する筈なり。同治九年より後は終ひに未だ修改せず、先づ刑部自ら其修正に當り、嗣後改めて法律館の辨理に歸せしめたり。かくて刪除すること三百四十

五條、三十四年に告竣したれば、名して大清現行刑律と曰ひ、宣統元年頒布したり。

該刑律は僅に繁を刪し簡に就き、若干面目を新にしたる點を除けば、大清律の根本主義と甚しく出入なく、今の新律とも亦銜接せず、實に新舊律過渡の用に備ふるに足らざりき。蓋し其改修に與れる者は刑部の秋審處員、刑部の裁判官及び刑幕人員、刑部裁判處の役員等にして、其學問思想は大清律の範圍外に出ずる能はざりしが爲めなり。

大清現行律の修訂は支那の法制に於て何等の影響無かりしと雖も、然かも當時の朝野は之に由つて漸く刑獄の改良に注意し始めたり。要政に二端あり、一つに數千年來の殘酷暗黒の風習を洗ふものにして茲に一記せざる可らず。

イ、凌遲、大逆罪に對して四肢を切斷し然る後吭を突きて殺す、刑戮屍、梟首の三項を停止せること並に緣坐(吾が連坐の刑に當る)刺字、流刑に處せられたる者に對し入墨すること等の諸法を免除せること。

この議は之を創むる沈家本氏なり。沈氏は新舊律に於て能く融會貫通し、大清律の不善を深く知つて、改革する所あらんことを思ひ、自ら修訂法律大臣に當り、遂に

建議して律例内の重刑を變通酌改せんことを請ひ、朝廷之を允るしたるなり。其奏摺は愷切に披陳したるものにして、頗る中外の稱誦する所なり。此れ光緒三十一年の事とす。

### ロ、刑訊拷問等の體刑

この議是を發したるは、兩江總督劉坤一、湖廣總督張之洞にして、旨を奉じて法律館に調査研究せしめたるに、館議は辨法を定めて刑訊を停止したり。笞刑杖刑は改めて罰金と爲し、完納に無力なれば工作に従はしむることとし、其爲め各省に一律に罪犯習藝所を設けしむることとしたり。而して死罪は供述を取具す可きも、流刑徒刑以下は證固に擬して犯罪を裁定するものとしたり。館議は今日に在つて之を視るに未だ人をして意に滿たしむる能はず。蓋し刑訊の必要や供述を取るに在り、供述を逼るは重罪を以て稍、多く稍、酷なるは勿論なり。死罪にして猶ほ供述を取具せざる可らざれば、刑訊の弊亦卒ひに免れ能はざるなり。而して御史の劉彭年は刑訊を停止するの非を力言して謂ふ、必ず積壓拖累を致さんと。法律館は反覆陳明して、必ずしも過慮ならざるも、未だ梗に中らずと爲したり。當時の

改革が困難なりしこと亦一斑を見るに足る矣。

## 二、新刑律

光緒二十八年政府は呂海寰、盛宣懷を派して上海に在つて各國との通商條約を修訂せしめたるに、英日米の三國は、均しく支那の律例にして外國と一律なるの時、其領事裁判權を拋棄するの議ありたり。是に至つて直隸總督袁世凱は湖廣總督張之洞、兩江總督劉坤一と會同し、委員を任命して法律を修訂せんことを上奏し、光緒二十八年遂ひに沈家本、伍廷芳を以て修訂法律大臣としたり。然れども光緒二十八年より三十一年に至る此數年間は、僅に舊律を改修し、譯書の著手に従ひたるのみにして、三十二年日本法學者岡田朝太郎、松岡正義の二氏を延聘し、始めて民商法及刑法を起草することに從事せり。岡田氏は實に刑事法を擔任したるなり。刑法は光緒三十四年成るを告げたりしかば、宣統元年先づ憲政編查館、清末、立憲樹立の氣運熱したる時、憲政の研究調査を目的として設立されたるもの之を各省の簽註に咨かりたり。維の時、張之洞は軍機大臣を以て學部を兼長したりしが、刑律草案は無夫の嫌女に通ずる治罪條文無きに因り、禮教を篤棄するものなりとし、各



省の強吏も亦之を排撃したるを以て、法部をして修訂法律大臣と會同の上、修改せんことを上奏したり。其の後法部は未だ過問せざりしに、法律館員は草稿を重加修改して之を法部に送りたり。法部尙書の廷杰は本と舊律を墨守する者、乃ち五條を後段に附加して具奏し、暫行章程として頒布せんことを請ひたり。實に、既に破壞の意を寓したるものにして、五條の大意は皇室に對する加害、内亂外患に關する犯罪等には刑を加重すること、無夫姦の處刑、尊屬親に對する犯罪、正當防衛を適用し得ざること等の類是なり。この暫行章程有つて新律の精神は盡く失はれたり。民國元年、暫行新刑律を頒布せる時、既に法部は之を撤鎖せり。

刑法草案成るを告げ、資政院國會の前身の議決に提交せる時、朝野の守舊者は法制と禮教の觀念とを混じて一と爲し、多くは新法に嫌たらず、群起して之を譏議したり。其反對に最も力めたる者は勞乃宣氏と爲す。勞氏は大義名分を犯す罪、養親に對する犯罪、親屬間の相姦、親屬間の相盜、親屬間の毆打、子孫の故殺、妻が夫を毆打し、夫が妻を毆打する場合、無夫の婦女の私通、子孫が祖先の教令に違反せる場合等の刑罰は、大清律は皆特別の規定を有するに、新刑律草案が一筆にして抹殺せる

は、大に明刑弼教の意を失ふものなりとし、著はして論説と爲し、京外に遍示したり。朝野多くは其言を是とし、青島特別高等學堂教員獨逸人ホ氏も亦起ちて之に附和したり。ホ氏の論や至つて幼稚と爲す、亦衷心よりの言に非るに似たり(ホ氏云ふ、支那は自ら本國の古先哲王の良法美意を置いて顧みず、たゞ之を外國に専求す、竊に惜しむところにして、勞氏の議は幾ど不賛無しと)。而して守舊者は謂ふ、語、西人に出ず大に其旗鼓を張るに足ると。かくて新律は、幾ど根本より推翻するの勢ありしかば、沈氏は憤慨異常、獨り其衝に當り、論を著はして痛駁したり。岡田朝太郎、松岡正義、董康、及憲政編查館、法律館の諸人も亦沈氏の辭を助け之を開きたり。其中、揚慶氏の國家主義と家族主義の區別に關する論文、吳廷燮氏の一文『用舊說議律』の二編は最も透闢と爲す。然かも新舊の勢力は究に敵する能はず、編查館は卒に廷杰の議に徇じ、暫行章程五條を附加したれば、沈氏は其地位を去り、宣統二年改修法律大臣は劉若曾之に代はるに至りたり。これ支那の朝野が法制を研究したる最も有興味の時代と爲す。近年は法律館の修訂する草案、司法部の頒布する條例等に就き、大理院の解釋及判例と共に一の批評あるを未だ聞かず、勞氏の思想舊な

りと雖も、其法制を研究するの熱心は要するに及ぶ可らざるなり。余輩は當時法律館に俸職したり、往事に對するに、實に人をして低回置かざらしむるものあり。

### 三、暫行新刑律及補充條例

民國初元は法制未だ擬定を経ず、故に元年三月十日「從前施行の法律及新刑律は民國國體と抵觸する各條の應さに效力を失ふものを除くの外か均しく暫行援用す」どの令あり。新刑律は遂に司法部が酌加刪改し、總統に呈請して頒行したり。名けて暫行新刑律と曰ふ。而して從前附加の暫行章程は則ち撤銷したり。三年十二月二十四日に至り復た暫行新刑律補充條例を頒布し、暫行章程に模仿して擴充を加へたり。蓋しこの時、國會は解散し、袁氏漸く帝制を自ら爲すの心あり、禮教を以て天下に號召し、典を重くして人心を脅服せんことを思ひたるが故に、新刑律に慊らず、刑罰を分別して加重したるなり。此條例今に至つて仍ほ之を適用す。

### 四、科刑標準條例

この條例は九年十月司法部が總統に呈請して頒行したるものなり。本と新刑律の各條は科刑の範圍太だ廣く、司法官の運用往々にして輕重當を失したるを以

て、犯罪を某罪と定むるに當り、某種の情節あるものは某刑に處す可き旨を明にし、以て法官の自由審量を束縛するの意に出でたるものなり。鄙見は敢て贊同せず。張樹滋、吳昆吾兩氏亦先後して論を著はし之を非とせり。

條例中、至つて笑ふ可きものは第四條第五款と爲す。盛暑熱湯を以て人に淋ぐ者は殺人を以て論すとあり。知らず嚴寒火を以て人を焙かば、又應さに如何にして刑を科す可きかを。司法部の發布せる命令にして未だ此條例の如く幼稚陳腐なる者あらざるなり。

#### 附、刑法第二次修正案

民國元年に頒行せる暫行新刑律は、原と民國初めて立ち、法律の遵守に資す可きもの無かりしが故に、前清の新刑律を暫行援用したるなり。元來刑法は重要法典にして、自ら當に重ねて編纂を加へ、以て慎重を昭にす可きものなり。故に民國五年、法律編查會に第一次の刑法修正案あり、已に國務院に提出して、法制局の酌加整理を経たりしが、其後七年修訂法律館を改設し、董康、王寵惠氏總裁たるに至り、第一次修訂の時は、方さに袁氏專制の下に在りたれば、顧忌する所あるを免れず、時勢の

變遷につれて、刑事政策も亦更に動くの必要ありと爲し、各國の立法を參考し、本國の情形を斟酌して、別に第二次の修正を加へたり。名は修正案なりと雖も其實は立法主義にして、多く暫行新刑律を因襲せず、體裁も亦殊に異なるものなきにあらざるなり。今日司法當局は、暫行新刑律の外か、既に補充條例あり、又各種の單行私法ありて、新刑律の本體已に支離破壊せるを以て、速かに政府に呈請して條例と爲し、一日も早く頒行せんことを思へり。然かも法制局長王來氏以爲へらく、民國は現に統一せられざれども、暫行新刑律は西南各省も一律に適用す、若し暫行新刑律を廢し、一條例を頒布して之に代ゆれば、西南政府は必ずや遵從せざる可く、是れ法律の適用も亦不統一たるに至る可しと。總統府及國務院其議を甚だ是としたり。現に國會は既に已に成立す、政府は當に立法手續に按じて、不日國會の議決に提交す可きなり。

### 三 特別刑法

民國以來頒行したる刑事單行法令は甚だ夥し。茲に其最も重要なるものを略舉して之を言はん。

## 一、官吏犯賊條例

此項條例は、民國三年に訂せられたるもの、立法の主意は、亂國を治むるに重典を用ゆるに在り。然るに施行の後、惟だ王治馨の懲辦したる王純なる者を殺したるのみにして、官吏の賊を犯す者は前清に什百す。此條例を頒布して賄賂の風未だ嘗て稍しも息まず、且つ甚しきを加ふるなり。蓋し吏治の澄清は固より専ら刑罰に恃むにあらず、犯罪にして苟くも必ず檢舉せば、暫行新刑律定むる所の三等より五等に至る區々の刑も亦以て貪を儆しめて餘あるに足らん。民國五年六月、袁項城世を逝き、此條例遂に廢せらる。

## 二、懲治盜匪法

民國三年本法を頒行したり。亦亂國を治むるに重典を用ゆるの意なり。本法と暫行新刑律との不同の點は一つに刑罰を加重せること、二に刑は銃殺を用ゆること、三に軍官(軍人)より審判し得ること、四に最高級長官の覆准(准許)を経て刑の執行を行ふこと等なり。支那は盜匪横行す、刑罰及審判が暫らく嚴勵迅速主義を採るも本より反對す可きにあらざる可し。たと恐らくは此數年中、この鹵莽滅裂の

手段を以て、良民を誤殺せし者、凡そ幾何なるを知らず、甚だ望むらくは此法の一日も早く廢止せらるゝことなり。本法の施行期限は本と五ヶ年と定めたり。民國八年、期滿ちたるに又三年を繼續し、十一年十一月又期滿ちたり。然かも國內の秩序は、擾亂彌々甚しく、將來必ずや展期の請あるべく、本法施行の久暫は尙ほ知る可らざるなり、十一年以後今日に至るまで尙ほ廢止せられざるが如し。

### 三、易答條例

民國三年、司法部は、國都及各地の新式監獄に限りあり、輕犯罪日に増加し、各監獄は均しく人滿つるの患ありたるを以て、監獄を疎通する爲め、答刑を恢復したり。易答は輕罪の破廉恥罪を以て限りと爲し、前清の答刑と同じからずと雖も、然かも法制を改良するの日に當りて、文明諸國が久しく經でに廢止したる身體刑を採用するは、實に司法の聲譽を墮するに足らん。故に五年七月に於て廢止せり。

### 四、改遣條例

改遣條例(遣とは流刑と略ぼ同じ)も亦民國三年の頒行に係かる。政治會議より提議したるものにして、用意は初め監獄を疎通するにあらざりしなり。則ち大清

律は徒刑の上に尙ほ流刑を有したるに、新刑律は只だ徒刑一種のみを有し、新式監獄亦囚徒を待遇すること太たく寛にして、以て懲儆を示めすに足らざるが故に、此種改遣の法を定めたるなり。然れども各省は犯人を遞送するは種々の不便ありとして多く奉行せず。遂に五年七月に於て廢止したり。

近年國家の秩序日に紊れ、經濟益、艱にして、犯罪は逐年増加し、監獄は到る處充塞す。刑事殖民政策を探るにあらざれば、以て監獄を疎通し、犯罪を豫防するに足らず。然かも改遣條例は以て之を語るに足らざるなり。

#### (四) 民刑訴訟法

前清、民刑案件の手續は大清律、大清會典の中に散見し、專律の規定無かりしなり。光緒末年、大理院、高等廳以下の法院を設立し、光緒三十年十月二十九日に於て、高等廳以下各級審判廳試辦章程を頒布したり。民國成立後は、民刑訴訟律尙ほ未だ頒行されず、各法院は仍ほ之を暫行援用したり。然れども該項章程は簡單に過ぎ、疎漏の處甚だ多く、以て運用に資するに足らず。故に年來、或は民刑訴訟草案を節目刪改して頒行し、或は各種單行章程(例へば私訟暫行章程、簡易庭——簡易裁判所——



暫行規則の如きものを釐訂し、或は司法部の部令、大理院の解釋に依つて、種々の辦法を指定するなど、龐雜糾紛、統系を成さず、法院極めて困難を感じ、訴訟或は是によつて停滯したり。哈爾濱に特別法院を設置してより、外人は支那に民刑訴訟法無きを以て尤も不滿意とせり。故に民國十年、法律館が起草せる民刑訴訟草案の修正案成りたるを以て、司法部は十一年四月、遂に條例として頒布し、以て急需に應せんことを大總統に呈請し、十一年九月より施行せり。司法を兼理する縣知事に關しては、其訴訟手續、普通法院と同じからず。其最も著はるゝものは覆判制度なり。(上級裁判所が縣知事の下したる判決に就き再び審判する制度)

各縣の未だ地方廳(吾が地方裁判所に當る)を設けざる者、多きに居り、司法は現に縣知事より兼理す。覆判は一時の權宜辦法なりと雖も關係するところ頗る重し。試に其沿革を一述せん。

### (1) 前清の覆判制度

覆判制度は前清時代に司法獨立を籌備せる時に創まる。蓋し司法既に分立を経たれば、従前の刑部が司を發して審判に立ち會はしむる制度(發司承審之制)は勢ひ

沿襲し難ければなり。而して各省設くる所の法院は、數を爲す幾何も無く、府、州、縣が審判を兼理することは、一時に廢止し能はざるにより、已むを得ず、其れをして司法を兼理せしめ、其の審擬する所の刑事重大案件に就ては、之を大理院の覆判に歸しめ、以て慎重を昭かにしたるなり。此亦勢の然らざるを得ざるものなり。惟だ當時、此制度を創めたりと雖も、尙ほ未だ章程を詳訂せざりしなり。今當時の奏摺に従つて詳細勾稽するに其概要左の如し。

#### 一、覆判の機關 大理院

二、覆判の範圍。府、州、縣の審擬せる解勸例にして、解勸の制度とは府、州、縣の行政官が審擬したる案件を道臺、總督、巡撫の審判に遞次に轉送し、死罪に當るものは中央の刑部に覆判を求むる制度なり。應さに中央に專奏し或は彙奏す可き死罪案件(死罪とは當時の用語に係かるものにして、凡そ絞人犯に擬して立どころに決す可きもの、或は刑の執行を暫時猶豫されるもの及び法部の秋審——死罪に對する終審——が減刑して遺流、徒と爲すもの等は均しく包括して内に在り。今律に稱する所の死刑とは同じからず)

三、審判の程序。書面審理の方法による。但し引斷原判決をいふか？及事實上發見せる疑誤の處は詢問を加ふることを得

四、判決の執行。判決後、大理院より朝廷に具奏し、法部をして査照施行せしむるの下命を請ひ、下命を奉じたる後、即日大理院より全案の一件書類を法部に咨報す。法部は文書にて各該省に通告し、分別して判決に照らし辨理せしむ。

#### (2) 民國以後の覆判制度

民國成立以來、各省及各特別行政區域には法院尙は未だ遍く設けられず、従つて覆判制度は之を沿用せざるを得ざるなり。而して已に數回の修改を経たれば、前清の覆判制度と同じからず、即ち此十餘年間に於て多少の變遷ありたるなり。茲に分別して説明すること左の如し。

#### 甲、民國元年より三年までの覆判制度

前清の覆判は、大理院の辨理に歸したるなり。民國成立後、司法部は改弦更張、元年八月二十二日各省、各特別區域を通じて、大理院覆判の制を廢止し、従前舊章に規定せられたる大理院の覆判に歸すべき案件を、統べて改めて各省に於ける高等審判

應の覆判に歸しめんとし、嗣いで覆判暫行簡章を訂定し、是年十月の間に於て公布施行したり。二年三月又一次の修正を経たり。其中に規定せる手續にして前清の舊制と不同の處、左例の如きものあり。

一、前清の州、縣が審擬せる案件は、舊時の解勘の制を承用し、府より道、道より司と層々審轉し、然る後大理院の覆判に奏交す。今次の定制は解勘覆審の制を一律に廢止し、案件は各縣の判決を経たる後高等審判廳の覆判に送ることとしたり。

二、前清の覆判案件は、各省の判決にして應さに中央に專奏或は彙奏すべき死罪案件に限られたり。今次の定制は凡そ死刑、無期徒刑或は一二等の有期徒刑に裁判せられたる者は均しく章に照らして覆判することとせり。

三、前清各縣の審擬せる案件は解勘覆判の制を用ひたることに前に述べる所の如し。故に正式の上訴機關無く、當事人の不服の有無を問はずして、大理院より覆判せるなり。今次の定制は則ち覆判案件は未だ上訴を経ざるものを以て限りと爲し、其已に上訴を経たるものは仍は通常の手續に依つて辨理する

こととしたり。

上述せる所に依つて兩者を相比較するに、其異同疎密は已に瞭然たる可し。後ち數次の改修を経て始めて今制となりたるものにして、其異同の處は次節に於て之を説明せん。

## 乙、民國三年より今に至る覆判制度

前述の覆判簡章は、民國三年七月に至り重ねて改訂を經、名を定めて覆判章程と爲したり。嗣いで民國四年六月及十月、七年四月、十一年六月迭次修改したり。其中の瑣節前後は亦盡く同じからざれども、然かも其の大端に就て論ずれば、尙ほ根本相異の處無し。依つて茲に盡述せず、單に現行覆判章程に就て、従前の覆判簡章と不同の處を述ぶるに左の如し。

一、覆判簡章の規定せる覆判案件は、科刑を以て標準としたり。凡そ最高の主刑は死刑、無期徒刑とし、三等の有期徒刑以下の刑に處せられたる者は、即ち覆判に呈送せざるなり。之に因つて縣知事は、覆判審の駁詰を避免せんことを希圖し、重大犯罪を減じて輕刑に處する者、往々ありたり。現制は縣知事の審判せる地方管轄の刑事案件は、均しく覆判す可きを定めれば、前述の弊は自

ら發生するに至らざる可し。

二、覆判簡章は、たと縣知事の審結せる死刑、無期徒刑、或は一、二等有期徒刑にして未だ上訴を経ざる者は應さに覆判を行ふ可しと規定し、上訴を撤回したるか、或は上訴が合法ならざる爲め、第二審を経ずして實體上の審判となれるものに對しては、應さに覆判す可きや否や、明白の規定を設けず、従つて辨理は互岐を致したり。現行覆判章程は此項案件を明定するに、應さに覆判す可きものと爲し、以て劃一を昭にしたり。

三、覆判簡章の規定せる覆判程序は僅に書面審理、提審、派員、往審等各項の辨法あるのみ。然るに現制は、原審の縣知事の覆判に發還すること、隣近の地方審判廳或は縣知事の覆判に發交する規定を増入して、覆判審に酌量辨理を與へたれば、省を離るゝこと、高等審判廳所在地を離るゝこと、遠き地方は證人の往復、文書の往來より起る稽延の弊を免るゝなり。

以上述ぶる所は其關係の重大なるものを舉げたるなり。此外異同の所尙ほ多けれど、復た贅及せず、(大尾)

本文は本誌第三卷第三號を承くるもの。連載せずして遠く今日に至れるは筆者の怠慢さ多忙の致せ所なり。請ふ讀者の諒察を。